明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国際エネルギースタープログラム制度要綱の全部を改正する件（経済産業一一）　一
○道路に関する件（東北地方整備局一二）　四
○道路に関する件（中部地方整備局一九～二三）　四
○道路に関する件（近畿地方整備局一六、一七）　五
○道路に関する件（四国地方整備局一三）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一二、一三）　五
○道路に関する件（北海道開発局八、九）　五
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一一）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　五
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十五年度平成二十五年十一月分）（財務省）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係

特殊法人等
独立行政法人大学評価・学位授与機構平成二十四事業年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社工事区間変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

告　示

○経済産業省告示第二十二号

国際エネルギースタープログラム制度要綱を次のように定めたので告示する。なお、平成十九年三月二十日経済産業省告示第七十五号（国際エネルギースタープログラム制度要綱）は廃止する。

平成二十六年一月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

国際エネルギースタープログラム制度要綱

1．総　則

経済産業大臣が行う国際エネルギースタープログラムについては、対象製品の製造事業者又は販売事業者の自主的な参加により省エネルギーの推進を図るため、この要綱に基づいて実施する。

2．目　的

本制度は、地球規模の問題である省エネルギー対策に積極的に取り組むべく、エネルギー消費の低減性に優れ、かつ、効率的な使用を可能とする製品の開発及び普及の促進を目的とするものである。

3．対象製品

本制度において、別表に掲げる国際エネルギースターロゴの使用の対象となる製品は、コンピュータ、ディスプレイ、プリンター、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル印刷機及びコンピュータサーバとする。

4．定　義

コンピュータ：単体で動作するモデルとして製造・販売されている市販のデスクトップ型、デスクサイド型又はより小型の単一ユーザー向けの電子計算機

ディスプレイ：陰極線管（ＣＲＴ）、液晶ディスプレイ（ＬＣＤ）、その他のディスプレイ関連電子装置

オールインワン

システム：コンピュータとディスプレイが単一の装置となっているシステム

プリンター：コンピュータ、ネットワーク、その他の入力装置から受信した情報を用紙等に出力する機器

ファクシミリ：紙媒体等の画像から読み取った情報を電話回線等を通じて電子伝送し、かつ電話回線等を通じて受信した情報を用紙等に出力する機器

複写機：紙媒体等の画像から情報を読み取り、その情報を用紙等に複写する機器

スキャナ：紙媒体等の画像から読み取った情報を保存、編集、変換又は送信が可能な電子情報に変換する機器

複合機：プリンター、ファクシミリ、複写機又はスキャナの機能のうち、２つ以上の機能を備えた機器

デジタル印刷機：紙媒体等の画像から読み取った情報を基に孔版を作成し、その情報を用紙等に印刷する製版一体型の機器

コンピュータサーバ：ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機